



知っていますか？

## ●償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

令和3年1月1日時点で市内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止・窓口混雑緩和のため、電子申告（e L T A X）や郵送申告にご協力ください。

※正当な理由がなく申告しないときは過料が科される場合があります。

### 償却資産とは

会社や個人が事業のために所有している土地・家屋以外の資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

【例】太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、自動販売機 等

### 2020年中に家屋を新築・増築・取壊・譲渡した人はご連絡ください

令和3年度の固定資産税・都市計画税の課税を行うために、次の内容に該当する人は必ず届出をしてください。

12月31日(木)までに

- ①建物を新築・増築したとき
- ②建物を取り壊したとき
- ③未登記家屋を譲渡（売買・相続・贈与など）したとき

申告期限 令和3年  
2月1日(月)

### 申告書類

前年度に申告した人や新規に事業を開始した人などには12月下旬に申告書類を送付します。お手元に届かない場合は、下記にお問い合わせするか、市ホームページ又は右記二次元コードからダウンロードしてください。



新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業収入が減少した中小事業者等の人は、令和3年度分の固定資産税・都市計画税が軽減されます。内容は市ホームページ又は下記二次元コードからご確認ください。その他の詳細は、下記にお問い合わせください。

中小企業固定資産税等相談窓口  
☎0570-077322  
(平日：午前9時30分～午後5時)



☎税務課資産税係 ☎②8206 (市役所1階)

## ●日田市災害ボランティア講座 参加者募集

2020年度日田市災害ボランティア講座の炊き出し・災害復興編の参加者を募集します。

▶とき 12月20日(日) 午前9時～午後3時

▶ところ 天瀬公民館

▶参加費

無料（ボランティア保険未加入者は350円）

▶対象者 日田市内の中学生以上

※中学生は保護者の同伴が必要です。

▶募集数 20人

▶準備物

エプロン、マスク、三角巾又は帽子

※昼食あり。

▶申込方法

①NPO法人リエラ

☎080-8582-5914に電話で申込み

②右記二次元コードから申込み



2020年度 日田市災害ボランティア講座  
炊き出し・災害復興編  
12月20日(日) 9:00~15:00 @天瀬公民館

☎NPO法人リエラ ☎080-8582-5914  
まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係  
☎②7515 (市役所6階)

## ●電子商品券「ひたpay」申込開始！

プレミアム付商品券の新たな試みとして、スマートフォン上で商品券の購入・支払ができる電子商品券「ひたpay」を導入します。



▲アプリアイコン

- ▶商品券 1口6,500円分の電子商品券を5,000円で、1人最大3口まで購入できます（中小店のみ使用可）
- ▶決済方法 店頭に掲示する二次元コードをスマートフォンで読み込んで決済
- ▶申込方法（抽選あり）  
右記二次元コードからスマートフォンにアプリをインストールし、アプリ上で申込み
- ▶申込期限 12月13日(日)
- ▶当選通知  
申込締切後、アプリ内で直接通知
- ▶購入期間  
当選結果の通知後～令和3年1月15日(金)まで



※コンビニの設置端末から入金手続きを行ってください。

※アプリに操作案内が表示されます。

▶使用期限 令和3年3月31日(水)

▶問合せ先

電子商品券「ひたpay」コールセンター

☎0120-670-400

受付時間：午前9時～午後7時

年中無休（12月31日～1月3日を除く）

【消費者向け操作説明会】

▶とき 12月8日(火) 午後2時～

▶ところ アオーゼ 多目的ホール

☎日田商工会議所 ☎②3184、日田地区商工会 ☎⑦2976  
商工労政課商業・消費生活係 ☎②8239 (市役所3階)

## ●新しい清掃センターの建設にご理解とご協力を！

私たちが暮らしていく中で、どうしても発生してしまう「ごみ」。そのごみを将来にわたって安定的に処理を行う焼却施設は、私たちの生活を支える上で欠かすことのできないものです。日田市の清掃センターは、平成2年に稼働し、今年（令和2年）で30年が経過しています。これまで適切な管理運営を行ってきましたが、焼却施設の寿命は30年～40年程度とされているため、新しい焼却施設の建設に向けて、市民の皆様のご理解とご協力が大変重要です。

### 【新清掃センター建設予定地の決定】

建設用地選定について、有識者や市民代表などで構成する「日田市新清掃センター建設用地選定委員会」を設置し、応募された9箇所（8自治会）の用地について、公平・公正な立場で、土地利用面や防災面、また経済面などあらゆる観点から審議していただき、その評価結果を市長に報告していただきました。

その報告を受け、市では、審議の過程で示された各応募用地の課題や問題点などを踏まえ、総合的に検討を行い「山田町応募用地」を新清掃センター建設予定地として決定しました。



日田市清掃センター  
(稼働から30年が経過)

### 【施設整備の考え方】

- ①安全で、みんなが安心して生活できる環境に配慮したクリーンな施設
  - ・安全で安定的にごみ処理が行える「ごみ焼却施設」を整備します。
  - ・排ガス基準は、国の環境基準よりも更に厳しい「市の独自基準」を設定（予定）します。
  - ・周辺環境と調和した施設を整備します。
  - ・施設見学や環境学習など、環境教育の拠点となる施設づくりを目指します。
- ②自然エネルギー等の再生可能エネルギーを有効活用する施設
  - ・焼却熱で温水を作り、施設内で利用するほか、場外への利活用も検討します。
  - ・太陽光発電などの自然エネルギーを積極的に活用する施設を整備します。
- ③災害に強く、災害時の廃棄物処理体制を整えた防災拠点となる施設
  - ・避難所としての機能を有する施設を整備します。
  - ・グラウンドなどを併設し、災害ごみの一時保管など迅速な災害対応ができる施設を整備します。

☎新清掃センター建設室 ☎②8323 (市役所2階)